

ちくぎんポイントサービスご利用規定

1 定義

ちくぎんポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）は、お客さまの各種取引をポイント化し、その合計ポイントに応じて各種特典が受けられるサービスです。

2 対象

本サービスを希望する個人（含む個人事業主）の方を対象とします。

3 サービスの開始

- (1) 本サービスは、当行がお客さまのお申込みを受け、当行所定の手続きを行った当日より開始します。
- (2) お届けのお名前・住所等が確認できない場合、本サービスは受けられません。

4 取引ポイント

- (1) 取引ポイントの対象となる取引項目およびそのポイント数は、店頭のパフレット等によりお知らせいたします。
- (2) 取引のポイント集計は、毎月末基準で行い、当行が取引の対象となるお取引と判定したものをポイントとして集計いたします。
- (3) 取引のポイントは、当行全店での住所・氏名・生年月日・電話番号が一致しているお客さまを同一人物として集計しますので、口座名義が異なる場合、または届出住所が異なる場合等は、集計されない場合があります。

5 特典

- (1) 本サービスにより提供する特典の内容、特典を受けるための必要ポイント数等は、店頭パフレット等によりお知らせします。
- (2) 特典の提供は、前条に定めるお取引ポイントの毎月末基準の集計結果に基づいて行うこととし、提供期間は、翌月 15 日から翌々月 14 日までとします。
- (3) 特典の提供は、当行全店のお取引に対して行います（ただし、決済用普通預金、貯蓄預金、約弁カードローンのお取引ではATM手数料の割引特典はご利用できません）。
- (4) 氏名や住所等、届出事項に変更があったにもかかわらず、必要な変更手続きがなされていない場合、お客さまの都合により当行からの連絡を不要とされている場合、特典が受けられないことがあります。

6 取引ポイント数のお知らせ

当行本支店の店頭等にてお知らせいたします。

7 サービスの終了

お客さまが、当行所定の方法により本サービスの解約の申出をされた時点で終了します。

8 サービスの変更・中止等

- (1) 当行の都合により、事前の通知なく取引のポイントの対象となる取引項目およびそのポイント数、特典等の内容を変更することがあります。この場合、店頭のパフレット等によりお知らせします。
- (2) 金融情勢の変化等により、当行は本サービスを中止することがあります。この場合、店頭・ホームページ等に掲載し、お客さまに個別に通知することはありません。
- (3) 当行所定の規定・規約等を履行されていない場合やその他相応の事由があると当行が判断した場合には、お客さまに通知することなく、本サービスを中止することがあります。

以 上

投資信託に関する留意点

- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・筑邦銀行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- ・投資信託のリスクについて、投資信託は値動きのある有価証券などで運用しますので、市場環境などにより基準価額が下落し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に外国為替相場の変動により基準価額が下落し、損失が生じるおそれがあります。主な投資対象としては国内および海外の公社債、株式、リートなどで、金利変動による組入公社債の価格下落や組み入れた株式・リートの価格下落、またそれらの発行者の信用状況の悪化などの影響により、ファンドの基準価額が下落し損失が生じるおそれがあります。
- ・投資信託は、ご購入時・保有期間中・換金時に各種の手数料がかかります。
【例：お申込手数料(お申込代金の最大 3.24% [税込]) + 信託報酬(純資産総額に対し最大年率 2.052% [税込]) + 信託財産留保額(換金時の基準価額の最大 0.5%)】また、その他の費用として、信託事務に係る諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料などをご負担いただきます。詳細は各商品「契約締結前交付書面」(最新の目論見書および目論見書補完書面)でご確認ください。※これらの手数料・費用などの合計額については、申込金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。
- ・投資信託のご検討に際しては、必ず「締結前交付書面」により商品内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面」は当行の本支店にご用意しています。
- ・投資信託は、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定に基づく、書面による契約の解除(クーリングオフ)の適用はありません。
- ・本パンフレットは金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。